

北海道史編さん委員会運営要綱新旧対照表

改正案	現行	摘要
<p style="text-align: center;">北海道史編さん委員会運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、北海道史編さん委員会条例（平成30年北海道条例第5号。次条において「条例」という。）及び北海道史編さん委員会条例施行規則（平成30年北海道規則第9号。）に定めるもののほか、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部会)</p> <p>第2条 条例第5条の規定に基づき、委員会に次の部会を置く。</p> <p>(1) 企画編集部会</p> <p>(2) 概説部会</p> <p>(3) 政治・行政部会</p> <p>(4) 産業・経済部会</p> <p>(5) 社会・教育・文化部会</p> <p>(小部会)</p> <p>第3条 <u>企画編集部会に、「北海道史への扉」編集小部会を設置する。</u></p> <p><u>2 前項に定めるほか</u>、部会（企画編集部会を除く。以下この条、第5条及び第7条において同じ。）に、必要に応じ、小部会を置くことができる。</p> <p><u>3</u> 小部会は、当該部会から付託された事項について調査審議する。</p> <p><u>4</u> 小部会は、当該部会に属する委員、専門委員又は臨時委員のうちから当該部会長が指名する者をもって組織する。</p> <p><u>5</u> 小部会に小部会長を置き、当該部会長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。</p>	<p style="text-align: center;">北海道史編さん委員会運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、北海道史編さん委員会条例（平成30年北海道条例第5号。次条において「条例」という。）及び北海道史編さん委員会条例施行規則（平成30年北海道規則第9号。）に定めるもののほか、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部会)</p> <p>第2条 条例第5条の規定に基づき、委員会に次の部会を置く。</p> <p>(1) 企画編集部会</p> <p>(2) 概説部会</p> <p>(3) 政治・行政部会</p> <p>(4) 産業・経済部会</p> <p>(5) 社会・教育・文化部会</p> <p>(小部会)</p> <p>第3条 部会（企画編集部会を除く。以下この条、第5条及び第7条において同じ。）に、必要に応じ、小部会を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 小部会は、当該部会から付託された事項について調査審議する。</p> <p><u>3</u> 小部会は、当該部会に属する委員、専門委員又は臨時委員のうちから当該部会長が指名する者をもって組織する。</p> <p><u>4</u> 小部会に小部会長を置き、当該部会長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。</p>	<p><u>・道史編さん機関誌の発行について調査審議するため小部会を設置</u></p> <p><u>・項番繰り下げ</u></p> <p><u>・項番繰り下げ</u></p> <p><u>・項番繰り下げ</u></p>

北海道史編さん委員会運営要綱新旧対照表

<p>(専門委員の任期等)</p> <p>第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 専門委員は、再任されることができる。</p> <p>(調査研究委員)</p> <p>第5条 部会に属する専門委員（企画編集部会に属しない専門委員に限る。）は、調査研究委員と称する。</p> <p>(臨時委員の任期等)</p> <p>第6条 臨時委員の任期は、2年以内とする。ただし、臨時委員が欠けた場合における補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 臨時委員は再任されることができる。</p> <p>(調査研究協力委員)</p> <p>第7条 部会に属する臨時委員は、調査研究協力委員と称する。</p> <p>(編集長及び副編集長)</p> <p>第8条 企画編集部会の部会長は、編集長と称する。</p> <p>2 企画編集部会に副編集長を置き、企画編集部会に属する委員又は専門委員のうちから編集長が指名する。</p> <p>3 副編集長は、編集長を補佐する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 委員会、部会又は小部会（以下「委員会等」という。）の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会等の開催に当たり、会議を公開することにより公正かつ中立な審議又は円滑な進行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、当該委員会等の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。</p>	<p>(専門委員の任期等)</p> <p>第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 専門委員は、再任されることができる。</p> <p>(調査研究委員)</p> <p>第5条 部会に属する専門委員（企画編集部会に属しない専門委員に限る。）は、調査研究委員と称する。</p> <p>(臨時委員の任期等)</p> <p>第6条 臨時委員の任期は、2年以内とする。ただし、臨時委員が欠けた場合における補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 臨時委員は再任されることができる。</p> <p>(調査研究協力委員)</p> <p>第7条 部会に属する臨時委員は、調査研究協力委員と称する。</p> <p>(編集長及び副編集長)</p> <p>第8条 企画編集部会の部会長は、編集長と称する。</p> <p>2 企画編集部会に副編集長を置き、企画編集部会に属する委員又は専門委員のうちから編集長が指名する。</p> <p>3 副編集長は、編集長を補佐する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 委員会、部会又は小部会（以下「委員会等」という。）の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会等の開催に当たり、会議を公開することにより公正かつ中立な審議又は円滑な進行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、当該委員会等の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。</p>
--	--

北海道史編さん委員会運営要綱新旧対照表

<p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、総務部<u>行政局文書課</u>道史編さん室において処理する。</p> <p>(委員長等への委任)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の議事その他運営に関し必要な事項は、委員長又は当該部会長若しくは小部会長が当該委員会等に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年3月28日から施行する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、総務部<u>法務・法人局法制文書課</u>道史編さん室において処理する。</p> <p>(委員長等への委任)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の議事その他運営に関し必要な事項は、委員長又は当該部会長若しくは小部会長が当該委員会等に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年3月28日から施行する。</p>	<p>・組織機構の変更に伴う改正</p>
---	--	----------------------